

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

火薬類の販売業者が行う保安教育の認可、変更認可

根拠条文

火薬類取締法第29条第1項（抜粋）

販売業者は、経済産業省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

同法第29条第2項（抜粋）

都道府県知事は、保安教育計画が前項の経済産業省令で定める保安教育の基準に適合していない認めるときは、同項の認可をしてはならない。

同法施行規則第67条の3

法第29条第1項の規定により製造業者、販売業者または消費者が認可を受けるべき保安教育計画は、保安教育の内容、方法及び時期について定めるものとする。

同法施行規則第67条の5

販売業者は、次の各号に掲げる内容の保安教育を施さなければならない。

- 一 前条の第1項第1号のイからハまで、ト、チ及びヌに掲げること。

以下略

審査基準

火薬類取締法第29条の当該性の判断は、次に掲げるとおり。

平成12年3月30日付平成12・03・24立局第2号通商産業省環境立地局長通知 記2による。

(当該通知は、消防チームで閲覧できます)

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
8 日	機関		機関	消防チーム	
	期間		期間	8 日	